

「神戸市特定歴史公文書等の保存及び利用等に関する規則」(案)、  
「神戸市歴史公文書館条例施行規則」(案) 及び  
「神戸市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」(案)  
についての意見に対する本市の考え方

- 募集期間：令和8年3月17日（火曜）から令和8年4月15日（水曜）まで
- ご意見数：2件（1通）

番号	意見の内容	意見に対する本市の考え方
1	<p>個人情報に記載された文書は、厳重に管理するとされているが、どこまでが範囲なのか。例えば、フランシスコ・ザビエル、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康といった人物や、近代以降の坂本龍馬、西郷隆盛などに関する文書について、氏名などの個人情報は伏せた状態で開示されるのか。そのような必要はないと考える。</p> <p>個人情報としての取り扱いについては、文書作成からおおむね150年程度を線引きの目安とするのがよいと考える（戸籍の廃棄基準を参考）。</p> <p>原案に示されている「30年」という期間は、やや短すぎないか。30年では文書に記載された人物が存命中であることも多いのではないかと。それとも、この30年は、文書が館に移管されるまでの基準であるのか。</p>	<p>「神戸市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」(案)では、利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が、個人情報などの利用制限情報に該当するかどうかを判断するに当たり、「時の経過を考慮すること」としています。その際、国際的な慣行である「30年ルール」(利用制限は原則として、当該記録が作成又は取得されてから、30年を超えないものとする考え方)を踏まえることとしています。</p> <p>この「30年ルール」は、歴史的な公文書の取扱いとして国際的に広く運用されている考え方であり、国や他の地方自治体でも多く採用されています。本市においても、こうした動向を踏まえ、本審査基準に記載したものです。</p> <p>この考え方にに基づき、特定歴史公文書等に記録されている個人に関する情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、かつ、当該情報を利用させることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で、利用制限情報に該当しないと判断することとなります。</p> <p>また、個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかを検討する「一定の期間」の目安として、当該情報の内容に応じ、「50年」「80年」「110年超」といった期間を設定することとしています。</p> <p>これら「30年ルール」や「50年」「80年」「110年超」といった期間は、あくまでも判断に際して踏まえる目安であり、最終的には、当該情報を利用させることが個人の権利利益を害するおそれがないかどうかを、それぞれの案件ごとに慎重に判断していくこととなります。</p> <p>なお、歴史上の人物の名前などのように、現在、一般的に公表され、広く知りうる状態に置かれている情報については、原則として利用制限情報に該当しないと考えられます。</p>

番号	意見の内容	意見に対する本市の考え方
2	<p>外交を扱った文書については、領土問題や宗教問題などの分野において、数百年前に作成された文書であっても、政治・外交の場面で大きく取り上げられる可能性がある。このような文書をどのように取り扱うのか。</p> <p>歴史的な文書としての位置づけを踏まえれば、文書の利用に当たっては、行政的な付度はできるだけ最小限にするべきと考える。(過去の歴史的情報は、人類の共有財産として公開し、その情報をどのように扱うかは、現代を生きる人々の判断に委ねる。)</p>	<p>外国に関連するものも含めて、特定歴史公文書等の利用にあたっては、「神戸市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」(案)に基づき、利用制限を行うかどうかを判断することになります。</p> <p>具体的には、利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が、利用決定等を行う時点において、「個人に関する情報」、「法人等に関する情報」、「生命等の保護等に関する情報」、「法令秘情報」といった「利用制限情報」に該当するかどうかを、本審査基準に照らして慎重に判断します。その際、判断に当たっては、「30年ルール」(利用制限は原則として、当該情報が作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方)を踏まえるものとしています。</p> <p>こうした利用制限を行うかどうかを判断するために定める本審査基準における基本方針としては、「特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする」という神戸市公文書等管理条例第1条の目的に鑑み、「利用制限は必要最小限とする」としているところです。</p>